

全国健康保険協会熊本支部健康づくり推進協議会設置要綱

1. 目的

「健康づくり推進協議会」は、中長期的な観点から支部における保健事業を円滑かつ効果的に推進するため、支部長に対し必要な提言及び助言を行うものとする。

2. 委員及び委員の委嘱

- (1) 協議会の委員は9名以内
- (2) 協議会は、原則として次の委員をもって構成するものとし、支部長が委嘱する。
 - ① 被保険者代表
 - ② 事業主代表
 - ③ 保健医療関係者
 - ④ 学識経験者
 - ⑤ その他必要と認められる者（行政等）なお、協議会は必要に応じ委員以外の者を出席させ、意見を聞くことができる。
- (3) 支部長は、委員が次のいずれかに該当するとき、これを解任することができる。
 - ① 職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき
 - ② 委員としてふさわしくない非行があったとき

3. 任期

- (1) 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- (2) 委員は再任することができる。

4. 議長

- (1) 協議会に議長を置き、委員の互選により選任する。
- (2) 議長は、協議会の議事を整理する。議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、あらかじめ議長が指名する委員がその職務を行う。

5. 事務局

事務局は支部の職員のうちから、支部長が必要と認める人員を以て構成する。

6. 協議項目

協議会は、支部が実施する保健事業の基本方針、計画、手法、評価等について次の事項を協議する。

- (1) 加入者の健康増進に関すること
- (2) 生活習慣病予防健診に関すること（被扶養者に対する特定健康診査を含む）。
- (3) 保健指導の実施に関すること
- (4) 健康づくり等各種保健事業に関すること
- (5) その他、医療費適正化に関すること

7. 協議会の事務

協議会の事務は支部が行う。

8. その他

上記のほか、必要な事項は、支部長が別に定めることとする。

（改訂履歴）

- ・平成 24 年 8 月：要綱策定
- ・平成 28 年 7 月：一部改訂